

第18回 篠山再生計画推進委員会 会議録

(記録：行政経営課)

■日時：平成29年5月24日（水） 14：00～15：40

■場所：篠山市役所本庁舎3階301会議室

■出席者：篠山再生計画推進委員会委員（出席6名、欠席3名）

政策部長、まちづくり部長

庁内担当職員（行政経営課、地域計画課）

■傍聴者：5名（記者5名）

■会議次第

1 開会

2 自己紹介

3 委嘱状交付

4 委員長、副委員長の選任について

5 篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

6 その他

7 閉会

■ 会議要旨

1 開会

(関係職員K) ただいまから第18回篠山再生計画推進委員会を開会する。
会議に先立ち政策部長が一言ご挨拶申し上げます。

(政策部長) あいさつ

(関係職員K) 次第2「自己紹介」へ移る。

2 自己紹介

(関係職員K) 委員名簿を1頁に添付しているので、ご覧いただきたい。本日も欠席の方もいらっしゃるが、資料のとおり当委員会は9名体制となった。

すでに18回目の委員会ではあるが、今回は新しい委員をお迎えして初めての委員会となることから、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思う。

(皆様から自己紹介)

(関係職員K) 次第3の「委嘱状交付」に移る。

3 委嘱状交付 <出席委員代表受領、政策部長より委嘱状交付>

(関係職員K) 本来ならば、皆様お一人ずつ市長が委嘱状を交付させていただくべきところ、市長があいにく出張のため政策部長から委嘱状の交付をさせていただく。

あわせて、このあと投資事業の審査を控えていることから、代表受領とさせていただくことをお許しいただきたい。代表し、前副委員長前方へお進みいただくようお願いする。

(委嘱状交付)

(関係職員K) 平成31年3月31日までの2年間、皆様どうぞよろしくお願ひしたい。
本日も出席の皆様は、休憩に入るときに事務局からお渡しをさせて

いただく。

つづいて、次第4「委員長、副委員長の選任について」に移る。

4 委員長、副委員長の選任について

＜委員の互選により委員長に井本委員、副委員長には丸井委員を選任＞
委員長、副委員長席移動後あいさつ

(関係職員K) それでは、次第5からは委員長に会の進行をお願いしたいと思うが、事務局から新委員長、副委員長へ会の進行等の説明をするので、10分の休憩時間をとる。

5 篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

(関係職員K) 会議を再開する。本件については、平成29年2月8日、前体制になるが第17回委員会で情報提供をした。と言うのも直前に国土交通省の調整があり、事業費が明確にならない可能性があり、概略のみを説明した。景観まちづくり刷新支援事業ということで全体の約10億円程度、その2分の1を国からの補助金、残りの多くを交付税措置の地方債で措置するというもの。事業の中には無電柱化事業のほか、大正ロマン館の改修や道路の改修なども含まれるが、無電柱化事業以外の事業は本来市の単独事業で実施するようなものだが、国の補助金を活用し修繕できるもの。この委員会で該当するものは新規の事業で1億円を超えるものとして無電柱化事業が該当するということでお諮りするもの。それでは、これからの進行は委員長にお願いする。

(1) 篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領に基づく意見について

(委員長) 会議次第5. 篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見に入る。(1) 篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領に基づく意見について、審議の進め方等、事務局より説明願う。

(関係職員M) (事務局より、資料3に従い投資的事業の選定に関する要領等について説明) 審議の進め方について説明する。資料3頁をご覧ください。今回の委員会は篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領に基づき審議いただくものである。具体的には、篠山再生計画をもとに財政健全化に取り組んでいる最中に一定規模以上の投資的事業を行う場合には、市長が篠山再生計画推進委員会に意見を求め、その意見を参考に選定事業の決定を行うというものである。今回は新規に着手する事業で予定事業費が1億円以上である「無電柱化事業」が対象事業となる。

次に、委員会で審議いただきたい事項は要領第3条第1号「事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと。」、同条第2号「事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと。」の2点をともに満たしているかどうかということである。

このあと、担当からそれぞれ基準を満たしていることを、投資的事業審査調書等を用いて説明するので、ご確認いただきたい。

そして、質疑応答を経てとりまとめた意見を、委員会から意見書という形で市長へ提出いただきたい。以上が投資的事業に関する審査の概略である。

(2) 事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと

(委員長) 対象事業である無電柱化事業について、地域計画課と行政経営課より、それ

ぞれ説明願う。

(関係職員N)

篠山市は平成23年に景観行政団体となり、景観法に基づく景観計画を策定して、城下町の町並みや農村集落、田園景観などの魅力を高め、景観まちづくりを進めてきた結果、平成27年度に日本遺産のまち第1号に認定され、ユネスコ創造都市への加盟を果たすことができた。さらに、本年4月には丹波焼を含む日本六古窯が篠山市で2つ目の日本遺産に認定され、ますます篠山市の魅力が向上した。

昨年12月、国が平成27年度末に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく「観光インフラ整備プログラム」の重点方針を具体化する施策として、昨年末に国土交通省において創設された景観まちづくり刷新モデル事業は、景観の優れた地域資源の保全・活用による魅力向上と活性化、観光振興を図る目的で、目に見える形での景観形成を促進する「景観まちづくり刷新モデル地区」を指定し、平成29年度から3年間、主にハード事業を集中支援して景観の刷新を図る制度として創設された。

本市においてもモデル地区の選定要件や支援メニューに合致するよう行政内部で検討を重ね、篠山城下町地区をモデル地区として、建造物の修景整備、城跡整備、道路無電柱化及び美装化、公園整備などを事業内容として応募した。

モデル地区には、全国で約100件の応募があったが、篠山市を始めとする、函館市、弘前市、水戸市、高山市、敦賀市、田辺市、高松市、長門市、長崎市の10地区が採択された。

篠山市の採択概要について説明する。

篠山市では「篠山城下町地区」をモデル地区としている。これは、選定要件が、(1)景観計画を定め、計画の区域内であること。(2)景観の優れた地域資源を有すること。(3)外国人観光客を呼び込める観光資源・城址・神社仏閣等を有すること。(4)まちづくりの全体像や将来像を有し、その実現に向けて積極的に行っていること。(5)事業実施にあたり、民間事業者等の地域の関係者と連携・協力して取り組むことということである。

篠山市としては景観計画に定める歴史地区の「篠山城下町地区」「上立杭地区」「福住地区」を網羅した篠山市全域を対象とすることを検討したが、範囲指定において、原則1日で「徒歩」で周遊できる範囲、1自治体・1地区に限るとされたため、選定要件に合致する「篠山城下町地区」、面積1.57平方キロメートルを申請した。

主な事業の概要は、無電柱化事業のほかに、篠山城跡周辺の空間整備や重要伝統的建造物群保存地区の景観整備として、大正ロマン館の外観修景、道路の美装化、城跡公園の整備や駐車場の整備などを計画しており、事業費の概算の上限としては国土交通省予算で約10.2億円の事業執行可能額を国から示されている。

本日お諮りする無電柱化事業については、「安全で快適な通行空間の確保」、「防災機能の向上」、「景観の向上」を図るうえで効果的な事業として、全国の自治体で取り組まれているが、篠山市においても、歴史的風致の維持や美しい町並みの魅力向上の観点から、歴史的な町並みなどにおける無電柱化の事業を行っていくことを目指して、平成28年度からその可能性を調査し事業手法等を研究してきた。

道路無電柱化及び美装化については、市道大手線の三井住友銀行前交差点から三の丸駐車場までの約250メートルと、市道河原町南濠端線の河原町交差点から東へ向かい県道702号までの約600メートルを予定しており、概算事業費も約5億円以上となる見込みであることから、事前に再生計画推進委員会にお諮りするものである。

今後、地下埋設物の調査や埋蔵文化財の調査、関西電力やNTTといった電線管理者との協議調整や国・県との協議調整による整備計画書の策定や具体の詳細設計、また地元協議会を設立して住民へ概要説明や協力依頼等を行って、無電柱化事業に係る合意形成を図るなど、無電柱化に向けた取り組みを積極的に進めていきたいと考えている。

(関係職員〇)

まず、8頁資料6無電柱化事業について説明する。

1の無電柱化の目的については、1つ目は景観観光面、2つ目が安全快適面、3つ目が防災面があげられている。

景観観光については、景観の阻害要因となる電線電柱をなくし良好な景観を形成するということである。

安全快適については、無電柱化により歩道等がある場合には歩道の有効幅員をひろげ、また、通行区間の安全性や快適性を確保することである。

防災については、大規模災害時に電柱が倒壊することによる道路の寸断防止である。

2の無電柱化の整備手法は、無電柱化は地中に配線を埋める電線共同溝方式と地中下以外の裏配線方式や軒下配線方式がある。

関西電力によると、裏配線方式や軒下配線方式は、空き家や取り壊しがあつた場合の対応が困難なため、原則共同溝方式で行っていることから篠山においてもこの方式となると考える。

低コスト化については、通常道路に管路を占用する場合は1.2m以上の深さに埋設しなければならないが、できるだけ浅く埋設する方法や、小型ボックスとして何本か集約して入れるとか、日本の事例ではないが、水道管のように直接ケーブルを埋設するような方式も検討されている。

4の事業費の概算は、国、県によると道路の幅員によって変わるが、100mあたり4,000万から5,000万円程度が共同溝方式ではかかると言われている。

11頁の電線共同溝方式を進める流れであるが、対象路線の決定、現況調査、地元及び電線管理者の意向、これら全て調整し、兵庫県をはじめ電線管理者が入った団体である無電柱化地方部会に提案し、実施箇所の決定を受ける。その後、設計図書作成や地元と再度合意形成を図ったのち工事に着手し、管路を埋設する本体工事、電線を通す工事、各戸配線する工事が完了したら、最後に抜柱工事といった流れとなる。

計画路線の選定経過であるが、平成28年度地域計画課が事務局となって地域計画課、景観室、地域整備課、上水、下水、観光、文化財などの担当課による無電柱化庁内検討会議を設置し、篠山城下町地区、福住の伝建地区、歴史的な町並みである今田地区のうちから、城下町として地域の方が家屋等の修景を積極的に進められ、道路の美装化やすでに無電柱化をしている路線もあること、景観を活かしたまちづくりの実績が最も高く、観光課客が最も来訪する篠山城下町地区を対象地区として検討してきた。

検討会では今回の2路線の他に二階町通り、城の東堀の市道、立町の県道等、8路線を検討してきた。

この中で、地域の皆さんが積極的に家屋などの修理、修景を進められ、歴史的な町並みの景観を活かされたまちづくりを進められている河原町地区、デカンショ祭や味まつりのメイン道路であり、三の丸からの観光客の周遊の起点となる大手線の2路線を整備の効果が最も大きい路線としたことから、モデル事業においてもこの2路線を整備し要望した。

なお、篠山市では無電柱化事業として平成18年度に城北北堀の青山歴史村前の中央線と、平成19年度に西新町内の御徒士町通りが無電柱化が完成して

いる。

4頁の篠山再生計画推進委員会用投資的事業審査調書について、担当部署はまちづくり部地域計画課、事業名は無電柱化事業、事業種別は独立または新規で整備・建設する施設や設備等、工期は景観まちづくり刷新事業の工期の平成29年から平成31年度である。

事業概要は、市道大手線250m、概算事業費186,525千円、市道河原町南濠端線600m、概算事業費351,717千円。事業の目的は、日本遺産のまちに認定され、ユネスコ創造都市に加盟した篠山市は、美しい自然や町並みが大きな魅力である。景観の阻害要因となる電線及び電柱をできる限りなくすことにより、篠山の町並みの魅力を更に高め、良好な景観づくりの推進である。

想定事業費及び財源は、2路線分で、総事業費538,242千円。

各年度の事業費は1年目32,242千円、2年目122,000千円、3年目が384,000千円である。財源は国庫補助金が基本的に事業費の2分の1、他に地方債とその他として電線管理者からの負担金があり概算で事業費の2%程度である。

2の当該事業実施後に想定される状況の委員会後の大幅な事業費増額の可能性については、電線共同溝工事に係る一般的な概算工事費は100mあたり約5,000万円と言われている。最終的な事業費の算定は、現状の地下埋設物の調査と、地中化整備手法、照明の設置手法等、設計をした時点となる。基本的に事業費はこの範囲内で行えると考えているが、河原町地内においては既にNTTが地中化されており、万が一地下を掘ったとき地下埋設物の大幅な移転等があった場合は増額する可能性がある。

次に、後年度負担の変化は、事業完了後は、それぞれの埋設物は電線管理者等の道路管理物件となる。管理は全て電線管理者になるので、費用負担は発生しない。ただし、舗装等の経年劣化による通常の維持修繕費は発生する。

5頁篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領との適合性であるが、必要性は、長年にわたり行政と地域が一体となって歴史的景観の保全に取り組んできた。修景などが進み、統一感のある歴史的町並みが整備され、魅力的な景観となってきているが、電柱や電線が景観の阻害要因となっている。このことから無電柱化により歴史的町並みの景観向上を図り、観光資源として保全・活用を図っていくことで、観光客の滞留を促すとともに市民の郷土愛醸成につながると考えている。

緊急性は、篠山市は、日本遺産のまち、ユネスコ創造都市として、また、集落丸山、篠山城下町ホテルNIPPONIAをはじめ古民家再生の取り組みに対して国内外から注目を集めている。その中、来篠する観光客が優れた町並み景観や歴史的建造物等を楽しみながら、快適にまち歩きができる空間の整備が急がれていると考えている。

優先性は、国土交通省の景観まちづくり刷新支援事業のモデル地区として城下町地区が選定された。市内に点在する観光拠点の中で特に観光客へのおもてなし効果が大きい重要伝統的建造物群保存地区の河原町地内の市道河原町南濠線と、篠山城跡へのメインストリートである大手筋の景観の向上を行うことで、周辺部も含めた市全体の観光交流人口の増加につながるものと考えている。

(3) 事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと (関係職員L)

事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないことの点を資料4の5頁でまず結論を説明し、15頁からの資料9で具体的に説明する。まず、5頁の結論から申すと、3-Iの要領第3条第2号の適合性につ

いて、「計画策定時の収支見通しより悪化しないこと」へ記載しているとお
り、幾分の影響はあるものの悪化するおそれはないとしているので、要領に適
合していると判断している。

要領が求める計画策定時の収支見通しとは19頁の表となる。これは、篠山
再生計画を策定して間もない平成21年に作成した収支見通しを指す。繰り返
しになるが、要領では一定規模の事業を実施したときこの19頁の収支見通し
より悪化するおそれがないことが必要であるということと説明させていただ
いていた。

次に幾分の影響とはどのようなものかという点を説明させていただくので、
15頁からの資料9をご覧ください。

本事業は国庫金を受けながら、国庫金以外には地方債や一部負担金を活用
し、残りを自主財源で賄い実施しようとするものである。

自主財源と表現しているのは、家庭で一般的には貯金に相当する基金の活用
を検討していることから、一般財源とせず自主財源という表現にしているが、
今回の影響額を見るときには一旦、一般財源で検討している。

1をご覧くださいと3ヶ年を合計した今回の総事業費が538,242千円
で約2分の1の国庫金が264,371千円、そして国庫金を除いた約90%
が地方債として237,900千円、その他財源として電線管理者負担金9,
500千円が、残りは自主財源として26,471千円を予定している。

今回の地方債は公共事業等債という区分を活用予定である。この地方債は補
助事業費から国庫金を除いた90%まで借入れることができるが、本来は5
0%のところかねてより、地方財源不足対策の一環として充当率が40%加算
され、充当率が90%に引き上げられている。その引上げ40%部分の半分に
交付税措置がされるものである。

次に収支見通し上の影響項目は①にアからエとして記載している。この影響
項目というのは、18、19頁の収支見通しの影響がどこに出るかということ
である。

まず、地方債を活用するということは後に返済をしていくことになるので、
歳出の公債費が増えることになる。それがアである。

次に市は他にも借入を行っているが、本件で借入れた額が地方債残高の欄に
加算される。それがイである。

次に自主財源は現在のところ一般財源としているので、歳出のなかの投資的
経費に加算することになる。それがウである。

最後に歳入が同じで歳出が増加することから、歳入歳出差引額が悪化の方向
に振れることになるし、その分を補てんするため基金を取り崩すことになり、
基金残高が減少する。それがエとなる。

ここまでの収支見通しに与える影響項目となる。

続いて、ではその影響額はどうかということが16頁の②となる。

公共事業等債という区分で地方債を活用することになるが、利率は平成29
年度に予算を要求する際に行政経営課からあらかじめ示していた1.3%とい
う利率をもとに、国の財政融資資金を借り入れる際の期間である3年据置後1
7年償還、つまり20年間で借入を行ったとして試算を行っている。

その結果が、元利償還金に相当する公債費が徐々に増加し平成37年度には
約0.16億円、つまり約1,600万円へ、地方債残高は平成32年度の
2.38億円をピークに償還を進めるため減少に転じ平成37年度には1.9
5億円となる。

ちなみに一部交付税措置がされるため実質負担はもう少し軽減されるが、億
円の単位で検討する際には、影響はあまり見えてこないことになる。

16頁中段は、一般財源相当額のことを記載しているが、一般財源相当額は

投資的経費に加算することになるので、ご覧の表のとおり3ヶ年だけ加算することとなる。

以上を踏まえ17頁をご覧いただきたい。要領が求めているものは計画策定時の収支見通しから悪化するおそれがないかどうかということであるが、上段の表は毎年度定例の当委員会でご報告させていただいている最新の収支見通しへの影響となる。

しかし、中段の表をご覧いただきたいのだが、そもそも再生計画を着実に実行してきたこともあり、計画策定時の収支見通し、つまり19頁と最新の収支見通し、これは18頁となるが、大幅に改善している状況である。したがって、たとえ、今回の事業を実施したとしてもこの傾向はかわらない。

下段③をご覧いただきたい。

ここに結果を記載しているので、読みあげるが、最新の収支見通し上の影響額は幾分あるものの、要領がもとめる、計画策定時の収支見通しとの比較においては、歳入歳出差引額や基金残高が大幅に改善している状況下であり、当事業を実施したとしても計画策定時の収支見通しより悪化するおそれはない。と判断させていただいた。

以上が、要領第3条第2号に適合しているとの説明となる。

ちなみに、先ほど自主財源と申し上げ、基金の活用も検討していることについて、仮に基金を活用すると17頁の上段の表にはさらに影響がでず、基金残高のみに幾分かの影響が多くでることになるが、同じく計画策定時の収支見通しより悪化するおそれはないとする状況に変わりはない。

以上、このあとご審議をお願いし、説明を終わらせていただく。

(4) 質疑応答・意見とりまとめ

(委員長)

説明が終わったので、質疑応答・意見取りまとめを行う。

委員の皆様から、説明や内容等についてご質問いただきたい。

もともと無電柱化事業は当初からそのような話があり、景観まちづくり刷新モデル事業の10地区に選ばれて補助金が確定したということでよかったか。

(関係職員N)

無電柱化事業化に向けて平成28年度に庁内検討委員会を設けて、路線、手法、財源等について協議を始めたところであり、計画まではできあがっていない。実施するとしても、刷新モデル事業のような補助金は期待できるものではなかったので、今回のモデル事業を活用して実施するものである。

(委員長)

説明のあったように5億3千万円ほどの事業で1億円以上であり今回の再生計画に係ったということだと思う。

前回の説明の時に、なぜ篠山小学校地区、城下町地区だけなのかと質問したところ、さきほどいねいな説明があった。

(1) 景観計画を定め、計画の区域内であること

(2) 景観の優れた地域資源を有すること

(3) 外国人観光客を呼び込める観光資源・施設を有すること

(4) まちづくりの全体像や将来像を有し、その実現に向けて積極的に行っていること

(5) 事業実施にあたり、民間事業者等の地域の関係者と連携・協力して取り組むこと

さらに1日で徒歩圏内でまわれるということで河原町地区、三井住友銀行から城までの2路線が無電柱化事業に選ばれたということだと思う。

その結果、説明のとおり、事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこ

と、事業を実施しても計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないという説明であったが、何かご意見はないか。

賛成はしているが何か意見ということでもよい。重要意見は附帯意見として出すことも可能。確認や質問でもかまわない。

(委員E) 平成18年度に実施した御徒士町路線や今までの路線は共同溝方式なのか、延長や金額はいくらか。

(関係職員O) 中央線は延長が280m、事業費は1億1,800万円、1mあたり41万8000円。御徒士町線は延長が400m、事業費は1億5,200万円、1mあたり38万円で、共同溝による地中化である。

(委員C) 前回、地中化工事をされた実績があるということだが、今回の計画に前回の問題点であったり、こうした方が良かったなどの盛り込みがされていると考えてよいか。

(関係職員O) 前回のところとは箇所が違い、工法も変わってきている。
今後、250分の1や500分の1程度の大きな図面を作り、地下埋設物の状況や、どう配管しどのように家に引き込み、トランス、照明灯などを整理し地域の方の理解を得て、相談しながら、やっっていこうと考えている。

(委員C) たとえば、各戸へ引き込んでいくと思うが、1軒の方が困るということになると、こういう事業は1軒でも反対があるとできないと思うので、トラブルを未然に防ぐということを経験値として今回に活かせたらと思うが。

(関係職員O) ご質問のとおり地域の方の合意がないとできないと考える。2月の段階で該当地区の自治会長や商店街連合会や商工会などに対し、無電柱化を進めていきたいと説明をし、概ね賛成をいただいた。

3月末にモデル地区の採択をうけ、4月には篠山小学校地区の自治会長会に、ご協力願いたい旨お伝えし、19日金曜日に上河原町、23日火曜日に下河原町の両地区と協議を行ない、両地区から役員をだしていただき河原町地区として協議会を作ることの合意をいただいたところである。

この協議会を通じて情報提供を行って、トラブルをできる限り少なくしたいと考える。

(委員長) 全て地域との話し合いで片付くことと思うが、時期の問題として、秋祭りや丹波篠山味まつり桜まつりなどあるので、その時期は避けてもらう必要もあると思う。

大手線は幅員が広いので、片側通行で行けると思うが河原町は狭いので全面通行止めになるのか、費用負担として個人負担があるのか、もしくは町単位で費用負担があるのかこの3点はどうか。

(関係職員O) 河原町でも話がでたが、河原町なら、まちなみアート、春日神社祭礼など、大手線も桜まつりやABCマラソンなどがある。京都市の先斗(ぼんと)町を例にすると夜間工事で行っているとも聞いている。そういったことも視野に入れながらやって行く必要があると考える。

個人負担については、原則道路内は公の事業費で対応し、民地部の引込み工事も現形復旧であれば電線管理者が行うため個人負担は、原則発生しないと考える。また、町単位としての負担もない。

(委員長) 詳しくなぜ城周辺かという説明もあったが、福住、日置も歴史的町並みはあるが、もう少し詳しく聞かせてほしいなどでも良いが。

(委員G) 少し今の話と違うが、地上機器を設置され、その場合景観に配慮した方法をとるということだが、地元自治会との調整会議で決められるものか。
もし自宅前で設置されるとしたら調整会議の場ではなく個人の意見を述べたいと思うこともあるかと思うが、そのような時、細やかな対応もされるのか。

(関係職員O) 基本的に地上機器（トランス）の設置は関西電力に聞くと、約50mに1個の設置を要するようで、現在のところ設置場所は決まっていない。家と家との間はどうかなど地域の役員も考えていただいているが、現実的に入るかどうかがあるためそれを今年に詰める作業を行いたいと考えている。
また、道路に電柱が残る場合、そこにトランスを増やしたりするケースもある。

(委員G) その中でベストの方法をとるということか。

(関係職員O) 電柱をできる限りなくしたいと考えているが、トランスの撤去処置ができない場合は、電柱は残る。街路灯も必要。これらも踏まえ、地元と相談のうえ、ベストな方法でやりたいと考える。

(委員長) 一般の意見は一旦終えて、本来推進委員会で確認すべき必要性、緊急性、優先性、そして財政として計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないということに、絞って考えていただきたい。

必要性について説明は、市内で景観修景などが進んで統一感のある歴史的な町並みが整備されつつあり、その一つとして無電柱化も必要性があるということ

緊急性については、篠山は日本だけでなく海外からも注目されつつあるなかで、無電柱化は快適にまち歩きができる空間を整備するということ

優先性については、景観まちづくり刷新支援事業のモデル地区の10地区に選ばれたということで、城下町地区が選定され、まさに優先すべき事業であるということであった。

また、財政面においても、この事業を実施しても計画策定時の収支見通しよりも悪化するおそれがないという説明であった。

この、必要性、緊急性、優先性及び財政面のご意見をいただきたい。確認事項でもかまわない。

(委員G) 欠席委員から意見はあったか。

(関係職員L) 欠席の方から意見はいただいている。次回からは照会する。

(委員長) 意見がないようだが、必要性、緊急性、優先性を満たしている。収支見通しが悪化するおそれがないことも承諾したということによいか。

(はいという声あり)

(委員長) それでは、皆さんの意見を受け、本事業は要領に適合していると当委員会は判断させていただく。最終的には意見書となるが、先ほどの内容を踏まえて私に案を一任いただき、案が出来次第皆様にメール等でお知らせする。

(委員G) この事業は必要ですばらしい事業であるが、大きな経費がかかる。福住にも伝建地区があつてこちらには？という考えもあると思う。多額の資金が城下町地区へ注入されることに對し市民の皆さんへの説明責任というか、納得いただけるような方法で広く知らしめてほしい。

(委員長) 5億4千万程度の事業になり、出来るだけ適格性のある業者がいれば篠山の業者を使ってもらいたいと思う。

(関係職員P) 工事の施工方法の関係もあるが、大手線の方は業者の選定が特段問題ないが、管路はN T T、関西電力の関連業者が入ると思う。河原町についてはN T Tが既に入っており既存ストックと言ってマンホール等を再利用してそこに管を入れる方法となるため、N T T関連施設を使うのでN T T関連業者でないと入れないということになると思われる。

ただ、舗装復旧工事など土工事的なものについては地元業者が入ることは可能と思われる。

(委員長) それでかまわない。根拠なく附帯意見として書けるものかどうかもあるので、私と事務局で相談する。

G委員からの他地区からどうして、との意見がある場合もあるので、当然地元への説明は気をつけていただいているかと思うが、その辺りの説明も丁寧にしていただきたいと思う。

6 その他

(委員長) 次第6. その他に移る。事務局から何かあるか。

(関係職員K) 次回日程等事務連絡

(委員長) 他になければ、閉会に移る。

7 閉会 <委員長あいさつ>

—以上—